

総社市水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市水道事業管理規程第1号

総社市水道事業会計規程の一部を改正する規程

総社市水道事業会計規程（平成26年総社市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(金融機関の出納事務の取扱) 第4条 略 <u>(公金の徴収又は収納事務の委託)</u> 第4条の2 <u>市長は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第33条の2の規定により、水道事業の業務に係る公金の徴収又は収納事務の一部を私人に委託することができる。</u></p> <p>(領収書の交付) 第19条 企業出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関及び第4条の2の規定により水道事業の業務に係る公金の徴収又は<u>収納事務</u>を受託している者（以下「公金徴収事務等受託者」という。）は、収入の納付を受けた場合は、直ちに納付者に対して領収書を交付しなければならない。 2 略</p>	<p>(金融機関の出納事務の取扱) 第4条 略</p> <p>(領収書の交付) 第19条 企業出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関、<u>収納取扱金融機関</u>及び<u>法第33条の2</u>の規定により水道事業の業務に係る公金の徴収又は<u>収納の事務</u>を受託している者（以下「公金徴収事務等受託者」という。）は、収入の納付を受けた場合は、直ちに納付者に対して領収書を交付しなければならない。 2 略</p>

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。